

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 10 日現在

機関番号：32717

研究種目：新学術領域研究（研究領域提案型）

研究期間：2011～2015

課題番号：23101003

研究課題名（和文）刑罰と犯罪抑止 厳罰化と死刑の効果を信じる人々はどうすれば意見をかえるのか

研究課題名（英文）Criminal punishment and restraint

研究代表者

河合 幹雄（KAWAI, Mikio）

桐蔭横浜大学・法学部・教授

研究者番号：40257423

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 27,300,000円

研究成果の概要（和文）：日本全国意識調査の結果、国民のうち、死刑制度を積極的に支持するのは約4割であった。犯罪と刑罰についての正確な知識があるほど、死刑存置派は減少した。ただし、先行研究同様、変化は小さい。他方、もし、無実の死刑囚がいる想定では、一旦死刑執行を停止するへの賛成が7割にのぼることが確認できた。しかし、死刑制度の廃止には抵抗が強い。以上より、日本人は、冤罪がないことを前提に刑罰について考えており、冤罪を無くして死刑制度は維持する意向と解釈できる。また、対立概念と考えられていた、応報と更生について、応報を強く願う人ほど、更生も強く願うという結果を得た。罰を与えた上で更生もしてほしいと解釈できる。

研究成果の概要（英文）：We made some opinion surveys, one of which is held all over the Japan in 2014 collecting about 1500 answers from 2500 samples, for find what recognition can change Japanese people's opinion about penal punishment?

In Japan, supporter of capital punishment has been large majority. Furthermore, according to the opinion surveys carried out by Cabinet Office, Japanese People wants more and more severe punishment against crimes. However, they don't know well real situation of crime or the practice of criminal justice. We found that as a person knowing well, he become tolerant for criminals. But this kind of knowledge cannot change so much their opinion. On the contrary, under the supposition to have some false accusation among inmates sentenced death penalty, 70% of Japanese people agree with stopping temporarily the execution. However, even in this condition, majority of them don't admit abolishing death penalty.

研究分野：法社会学・犯罪社会学

キーワード：死刑 厳罰化 討議民主主義 刑事政策 更生 世論調査 刑罰意識 裁判員

1. 研究開始当初の背景

内閣府の世論調査、報道機関の世論調査ともに、日本国民の意識は、死刑存置に賛成する者が大多数で、刑罰も、より厳罰化すべきだと考えていることを示していると受け取られていた。現実には、犯罪数は減少傾向にあり、とりわけ凶悪事件は減少しているにもかかわらず、国民は、治安が悪化していると勘違いし、安心感を失いつつあった。このことは、体感治安の悪化という呼び方をされ「常識化」しつつあった。

他方、世界に目を向ければ、EU 諸国を中心に死刑廃止の大きな流れがあり、死刑執行を継続している国は少数になってきていた。日本の刑事司法における立法は、世界のグローバル化による要請にこたえるかたちのものがほとんどという状況であったが、死刑についてのみ、議論さえ行われていなかった。民主党への政権交代にともなって、死刑廃止派の法務大臣が誕生したが、死刑の執行は継続され、刑罰の法定刑の厳罰化は続いた。研究者には、死刑存置派の人はほとんどいないなか、学術的な議論も起こりにくく、死刑執行の実態についての情報も公開されないままであった。海外においては、死刑制度の見直しが続く中、廃止論を中心に、議論がなされていた。とりわけ注目されるのは、刑事司法についての正しい知識が与えられると、死刑廃止のほうに人々の意見が変化するという研究であった。

裁判員制度が導入されるなか、その是非論と死刑存廃は、様々に関連付けて議論されていた。

2. 研究の目的

本研究は、死刑に賛成する人々の意識は、どうすれば変わるのか、また、厳罰化を志向する人々の意識もどうすれば変わるのかを実証的に調査することを目的とした。先行研究によれば、犯罪状況、刑罰の効果についての知識、死刑執行状況など、正確な知識が与えられるほど、人々は、死刑制度の存置を望まず、厳罰化も望まない方向に変化することが示唆されていた(Sato,Mai)。しかしながら、その変化の度合いは小さく、死刑廃止派が多数派になるような効果はなかった。厳罰化についても、それを多少和らげる程度の小さな効果しかないことが予想された。

そこで、人々の意識を大きく変える要因は何かを発見することを調査目的とした。また、その他にも、死刑制度に対する賛否および刑罰の厳罰化意識に影響を与える要因を広く探ることとした。

また、内閣府の意識調査をはじめ、既存世論調査の質問の仕方も解釈も不適正であるとの認識から、あらためて死刑制度と刑罰の厳罰化についての日本国民の意識を正確に確認することも研究目的とした。

3. 研究の方法

海外の研究も含めた先行研究の収集をし、似たようなテーマにおける仮説や検定結果を参照した。並行して、大学生を使った小グループの意見の変化を観察することから、死刑制度と刑罰意識に影響を与える情報をさぐり、ネットを活用した意識調査、調査会社の用意したモニターを使った意識調査などにより、質問項目を絞り込み、三年目に本格的な全国意識調査を実施した。

調査方法は、地方自治体の住民票から改めてサンプルを抽出した。性別、年齢 10 歳さきみ、都市規模三段階による二段階層化抽出方を用いた。サンプル数は 2500、郵送して回収にいく郵送留置法を使い、想定どおり回収率 60% 約 1500 回答を得た。結果の統計分析は定番のソフト SPSS を使用した。最後に、ネット意識調査を活用し、実験計画法により、もし、これが真実だったらという想定で回答してもらうこと及び、無実の死刑囚が何%いるかによって差が出るかどうかを検証した。

4. 研究成果

(1) 死刑冤罪と死刑存廃意識

2012 年末に実施した更生保護に関する全国意識調査(中央調査社モニター活用)により、中立的に 5 択の選択肢「廃止すべき」「どちらかといえば廃止すべき」「どちらともいえない」「どちらかといえば存続すべき」「存続すべき」を並べて死刑の存廃について尋ねたところ、日本国民のうち、死刑制度を積極的に支持する「存続すべき」と答えた者は約 4 割であることを確認した。

学生に対する調査や、知識を与えてから意見を聴くなどの工夫を経て、犯罪状況、刑罰の効果についての知識、死刑執行状況などの正確な知識があるほど、死刑制度支持者は減少することを確認したが、予想通り、先行研究同様、変化の度合いは大きくなかった。2014 年に調査技術上本格的な日本全国意識調査を実施し、本研究の目的である、死刑存廃世論に強く働き掛ける要因として、冤罪の死刑囚の存在があることを明らかにした。意識調査の間に、もし、無実の死刑囚がいるとすればという仮定を置いて尋ねれば、一旦死刑執行を停止することに賛成するものが 7 割にのぼることが確認できた(以下、図 1 参照)。

問43. 現在の日本の死刑囚は約130人います。仮にそのうち10%、つまり13人が無実だったとわかったとします。その場合、死刑を執行することをいったんやめたほうがよいと思いませんか、それとも続けたほうがよいと思いませんか。(〇は1つ)

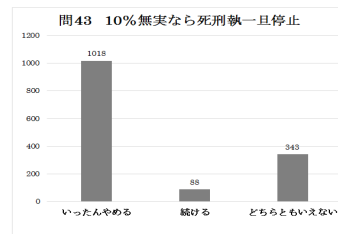


図 1

さらに、実験計画法を用いたネット世論調査によって、無実の死刑囚の比率はたったひとりでも 10%でも 20%でも、結果に大きな差がないことも明らかにした。また、死刑制度の廃止には多くの賛成は集まらず、執行の一旦停止のみにとどまった。以上より、日本人は、冤罪がないことを前提に刑罰について考えており、冤罪を無くして死刑制度は維持する意向と解釈できる。翻って考えてみるに、70年代に日本において死刑廃止論者が多く存在したのは、80年代の死刑冤罪再審無罪判決が4つ得られたことに対する運動の影響であったと推察できる。そして再審無罪4件によって、冤罪の死刑囚はいなくなったと考える人が多かったということも推察できる。

このほか、死刑制度と刑罰の厳罰化に影響を与える重要な事項について共同研究者が、いくつもの観点から分析を行っている。以下に研究分担者の文責にて示す。

(2) 日本における刑罰への態度：裁判員制度支持者は死刑制度に反対するか

(文責：木下麻奈子)

「日本で裁判員制度を支持する人は、死刑制度に反対する」という仮説を検証した。この問題を取り上げる理由は、一般的に裁判員制度支持者および死刑制度廃止支持者の両者は「リベラル」だと言われており、両者の支持層が一致すると考えられるからである。ところが2014年に行った本科研の調査結果によると仮説は支持されなかった。つまり裁判員制度支持者は死刑制度存置支持者である傾向が強かった(表1)。

このような現象が生じる理由を分析するために、裁判員制度を支持するかしないか、死刑を支持するかしないか、によって理論的に次の4つのタイプを作成した。それらはタイプA: 裁判員制度支持でかつ死刑制度支持、タイプB: 裁判員制度支持でかつ死刑制度不支持、タイプC: 裁判員制度不支持でかつ死刑制度不支持、タイプD: 裁判員制度不支持でかつ死刑制度支持、である。

これらの4タイプに影響を与える要因が何かをMNL(レフェレンスカテゴリーはタイプC)を用いて分析した。その結果、タイプA(裁判員制度支持でかつ死刑制度支持)では、性別、教育レベル、刑罰の目的尺度が統計的に有意な差が見られた。

以上の結果から、今後は「リベラル」の意味することは何か、裁判員制度支持者が死刑制度を支持する傾向が強いという現象は、日本特有のものか、死刑支持・不支持、あるいは裁判員制度支持・不支持といった態度は、不変なものなのか、を検討する必要がある。

表1 裁判員制度支持と死刑制度存置支持の関係

2014年調査	死刑制度			合計	
	廃止	どちらでもない	存置	%	N
裁判員制度 反対	13	18	69	100	515
どちらでもない	10	29	61	100	500
支持	8	12	80	100	428

(3) 刑罰意識を規定する功利主義的要因と道徳的要因 (文責：久保秀雄)

先行諸研究によれば、死刑に賛成するなど重罰化を志向する刑罰意識は、功利主義的要因(たとえば犯罪抑止効果への期待)よりも道徳的要因(たとえば権威主義的態度)に強く影響を受けている。つまり、タルコット・パーソンズの理論枠組に見事に適合する調査結果が出ていると解釈できる。そこで、パーソンズの理論枠組を活用して、本研究班が実施した質問紙調査(2014年に実施した全国意識調査、また補完的に2013年と2015年に実施したWeb調査)の結果を分析したところ、次のような知見が新たに得られた。

まず、共同研究者である河合・木村の研究成果が詳しく示す通り、「重罰化に犯罪抑止の効果はない」といった知識を提供しても、重罰化に賛成する理由を入れ替える場合が多く、重罰化を志向する刑罰意識はそれほど変化しなかった。ところが、犯罪抑止とは反対に冤罪抑止という観点から知識を提供すると、重罰化を志向する刑罰意識に顕著な変化が生じた。したがって、刑罰意識は功利主義的要因(犯罪抑止効果への期待)よりも道徳的要因(冤罪抑止の正当性の受容)に強く規定されていることが、従来なかった手法で確かめられた。

また、道徳と儀礼の根源的な結びつきに着目するパーソンズの理論枠組に準拠して、儀礼違反への態度が刑罰意識を規定するとの仮説を立て検証を行った。そして、多項ロジスティック回帰分析の結果もあわせて解釈すると、図表にある問15と問35の関係が示す通り、「マナー違反にいらだつ」(儀礼違反に厳しい態度をとる)ほど、「死刑判決の数を、今より増やすべき」と考える(重罰化志向の刑罰意識をもつ)ことがわかり、仮説が支持されることが明らかになった。さらに、相関係数であるの値が、これまで刑罰意識の規定要因としてよく言及されてきた他者信頼性(表2)を説明変数とする場合より十分に大きいことも明らかになった。

以上のように、本研究の貢献は、法意識・刑罰意識に関する量的研究においてパーソンズの理論枠組が有用であることを示した点にある。すなわち、パーソンズの理論枠組に準拠することで、先行諸研究による調査結果と我々の調査結果を関連づけることができ、研究を累積的に発展させる新たな道を切

り拓いた。その結果、刑罰意識を規定する道徳的要因として冤罪抑止や儀礼違反への態度が重要であることを明らかにできた。

表 2

問35(死刑判決の数を、今より増やすべき)とのクロス集計結果の比較

質問文	ゲッドマン=クラスカルの γ
問15. あなたは、公共の場所でのマナー違反にいらだつことが、どの程度ありますか。	.238 ***
問21. あなたは、日本では、ここ10年ぐらいで、凶悪事件が増えていると思いますか、減っていると思いますか。	.072
問12. 一般的に言って、人はだいたいにおいて信用できると思いますか。それとも人と付き合うには用心するにこしたことはないと思いますか。	-.118

***p<.001

(4) 死刑と世論(文責: 木村正人)

死刑制度が支持される背景として、従来、法制度や犯罪状況、刑罰がもたらす抑止効果等に関する「無知」があり、正しい情報を与えるとその支持が減るといふ仮説が提示され、欧米を中心に検討が行われてきた。日本の世論についてもそれが妥当するかを主たる関心として、研究期間中に合計3度の質問紙調査を行った。

2013年に調査会社モニターを利用したWeb調査を実施し(2013年3月4日~11日、実施: 株マクロミル、成人男女、有効回答428票) 死刑制度や厳罰化への賛否と関連するどのような属性・態度・知識等がみられるかを探った。調査結果から、(1)死刑廃止派に特異なのは、治安意識や犯罪不安ではなく、犯罪要因の認識(社会経済的背景) また抑止力を刑罰の目的として重視するかどうか、更生可能性への信念等であること、(2)死刑への態度と罪種別の量刑判断はいずれも強い相関関係にあること、(3)死刑存置支持の根拠としては感情理由が強いが、存置派には抑止力や死刑執行の国際的な状況について広く誤認があり、また推定無罪への不支持がみられることがわかった。

2014年に行った全国意識調査(実施: 中央調査社、郵送法・層化2段無作為抽出による、有効回答1461票、回収率58.4%)では、さらに刑罰や犯罪についての知識と死刑に対する態度の相関を調べた。結果、日本全国の成人男女について、(1)死刑制度に対する態度にかかわらず、犯罪状況や法制度等について知識不足が認められること、(2)死刑に対する態度と非両立的な情報(死刑による犯罪の抑止効果の否定)が存置支持の態度に及ぼす効果は限定的であり、存置支持者に比べると廃止支持者の方が知識に応じて合理的に態度を変える割合が高いこと、(3)さらに応報目的による存置支持者は、応報目的によらない存置支持者に比べ、態度を変える割合が

低い、その差は限定的であることなどが明らかになった。

上述の知見を補足するため、2015年(2月9日~12日)に実施したWeb調査(実施: 株マクロミル、成人男女、有効回答1252票)では、実験計画法を用い、「死刑の抑止効果」「死刑と終身刑のコスト」「冤罪可能性」について説明した短文を回答者に読ませた場合に、死刑存廃の態度にどのような変化が見られるかを検討した。調査の結果から、(1)死刑制度に凶悪犯罪に対する顕著な抑止効果がみられないことを正しく学習した場合、死刑存置支持者は20.5%減少し、廃止支持者は倍増すること、(2)日米で起きた冤罪事件について情報を得た場合、強い存置支持者の半数近くが態度を変化させること、(3)抑止効果と冤罪の両方について情報を得た場合、死刑を忌避する態度がより増加することなどがわかった(下図2)。

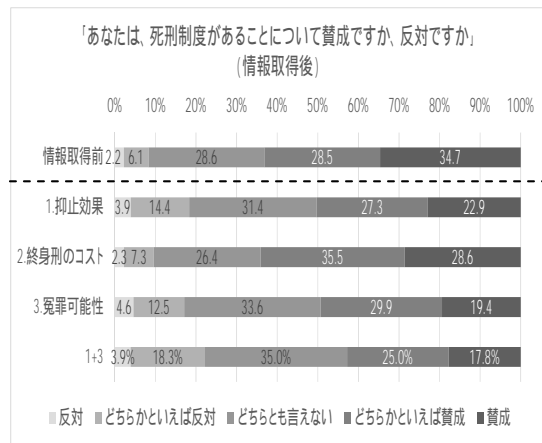


図2 情報取得による世論の変化

以上の研究結果から、死刑制度に関する日本の世論の背景には、死刑存廃の支持態度の如何によらず、犯罪や刑罰の実態についての広範な無理解が見られ、関連する情報の取得によって、死刑制度に対する強い支持割合に顕著な変化が生じることがわかった。死刑制度を維持する根拠として世論による支持を挙げることは、世論が事実誤認にもとづくものである限り、不適切であり、国民のさらなる啓蒙や情報開示などが喫緊の課題であると言える。

(5) 厳罰化と更生

最後に、厳罰化と犯罪者の更生は、欧米の理論上は二律背反と考えられるが、意識調査の結果、応報を強く願う人ほど、更生も強く願うという結果が得られた。罰を与えた上で更生もしてほしいという一種の理想主義のように思える。

<引用文献>

Sato, Mai " The Death Penalty in Japan: Will the Public Tolerate Abolition?" Springer VS 2014 235 pages

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計4件)

河合幹雄、葛野尋之、木下麻奈子、平山真理、久保秀雄、木村正人「刑罰とりわけ死刑に関する全国意識調査基本報告書 2014年3月調査」『桐蔭法学』第22巻第1号1-65頁 2015年10月.

木村正人「無知にもとづく懲罰意識? 死刑をめぐる知識と世論」『高千穂論叢』50(2), 23-46, 2015年

河合幹雄「法社会学者・河合幹雄の法痴国家ニッポン⑤ー「日本国民は死刑賛成」に潜む”世論”のマジック」『サイゾー』2015年9月号 98~99頁 2015年8月18日

河合幹雄「死刑囚1割無実なら執行一旦停止は7割 治安の世論調査」『WEBRONZA』(2014/07/30)

〔学会発表〕(計11件)

河合幹雄・葛野尋之・木下麻奈子・平山真理・久保秀雄・木村正人「人々の刑事司法についての知識 2014年全国意識調査から」日本犯罪社会学会第42回大会 2015年11月21日 於: 桐蔭横浜大学

KAWAI, Mikio coordinator (河合幹雄 コーディネーター) Hirayama, Mari chairman: Discussant: Charles Weisselberg, UC Berkeley Law School
Session 1-31, "What Recognition Can Change Japanese People's Opinion about Penal Punishment?: Analysis of Opinion Survey in 2014 in Japan."

Kawai, Mikio "Death penalty and false accusation in Japan"

Kinoshita, Manako "People's attitude toward punishment in Japan: Do Pros of lay judge system oppose capital punishment, or not?"

Kubo, Hideo "People's Opinion about Morality and Punishment: An Empirical Test of Talcott Parsons

KIMURA, Masato, "Misinformed Citizen: Retributive Minds and Public Supports for the Death Penalty in Japan"

2015 EALS TOKYO :The 4th East Asian Law & Society Conference (第4回東アジア法社会学会議) General Theme: The Role of Law in Bridging Chasms In and Among Asian Societies (東アジア諸国内・諸国間の亀裂を架橋する法の役割) Waseda University, 5 August, 2015.

ワークショップ「死刑は刑罰たりうるか」

河合幹雄「死刑の象徴化と公判重視 犯罪実態と世論調査を踏まえた死刑論」日本法哲学会 2015年11月7日 於: 沖縄県市町村自治会館

ミニ・シンポジウム「死刑と厳罰の意見はどうすれば変わるのか」コーディネータ:河合幹雄 コメンテータ:葛野尋之・平山真理

河合幹雄・葛野尋之・木下麻奈子・平山真理・久保秀雄・木村正人「問題意識と経過」

河合幹雄・葛野尋之・木下麻奈子・平山真理・久保秀雄・木村正人「全国意識調査の方法」

河合幹雄「冤罪と死刑制度に対する世論」木村正人「無知にもとづく懲罰意識? : 死刑の世論と情報効果」

久保秀雄「刑罰意識を規定する功利主義的要因と道徳的要因 Parsons 理論に準拠した全国意識調査の分析」

2015日本法社会学会学術大会 2015年5月9日 於 首都大学東京

〔図書〕(計1件)

葛野尋之「袴田事件第二次再審請求における静岡地裁開始決定の意義」所収、浅田和茂, 上田寛, 松宮孝明, 本田稔, 金尚均 編集委員『自由と安全の刑事法学: 生田勝義先生古稀祝賀論文集』法律文化社 2014年

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

〔その他〕

ホームページ:

<http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/a01/kawai/>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

河合 幹雄 (KAWAI, Mikio)

桐蔭横浜大学・法学部・教授

研究者番号: 40257423

(2) 研究分担者

葛野 尋之 (KUZUNO, Hiroyuki)

一橋大学・法学研究科・教授

研究者番号: 90221928

木下 麻奈子 (KINOSHITA, Manako)

同志社大学・法学部・教授

研究者番号: 00281171

平山 真理 (HIRAYAMA, Mari)

白鷗大学・法学部・准教授

研究者番号: 20206234

久保 秀雄(KUBO, Hideo)
京都産業大学・法学部・准教授
研究者番号：80378512

木村 正人(KIMURA, Masato)
高千穂大学・人間科学部・准教授
研究者番号：80409599

(3)研究協力者

一般社団法人中央調査社 調査部
〒104-0061
東京都中央区銀座6-16-12丸高ビル
TEL:03-3549-3121 FAX:03-3549-3126

株式会社マクロミル
リサーチディレクション部
TEL 0120-008-733
URL : <http://www.macromill.com>